

令和4年8月30日

## 当公社職員の新型コロナウイルス感染陽性者の公表基準について

長野県住宅供給公社

当公社では、これまで職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合に情報を公表してきましたが、令和4年9月1日より下記の公表基準に該当する場合に限定して公表することといたします。

引き続き、当公社では、感染拡大を防止するとともに、お客様及び取引先の皆様に安心していただけるよう、必要な対応を実施してまいります。

### 記

#### 1 公表基準

(1) 職場でのクラスターが発生した場合

(2) 窓口の閉鎖や業務の一時停止など公社業務に大きな影響を及ぼす場合

#### 2 適用日

令和4年9月1日（木）

問い合わせ先

長野県住宅供給公社総務部総務課

電話 026-227-1211